



松浦地域(松浦市・福島町・鷹島町)

第4号

2005.1.15発行

合併協議会だより

編集：発行 松浦地域合併協議会事務局 松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所2階）

TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表）FAX 0956-72-4771

ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/ E-mail matsugappei@wine.ocn.ne.jp



松浦市
消防出初め式

第6回松浦地域合併協議会が12月8日（水）福島町社会福祉センターで開催され、
【環境衛生】、【生活排水】、【水道】、【議会議員（その2）】、の取扱いを提案し、
 特別職の職員の身分、国民健康保険制度、各種福祉制度（その1）（その2）、健康推進事業、
 農林水産、生活排水、水道事業の取扱いについて、確認。
 その他については、継続協議となりました。

第7回松浦地域合併協議会が12月22日（水）松浦市文化会館で開催され、
【電算システム】、【公営住宅】、【建設関係】、【都市計画】、【学校教育】、【社会教育】、【病院（診療所）】、の取扱いを提案し、確認されました。

また、継続協議となっていた議会議員の定数等については、それぞれの地域に選挙区を設けることや、定数を20人とすることが、協議確認されました。

新年のご挨拶



新年あけましておめでとうございます。

松浦地域一市二町の住民の皆様におかれましては、健やかに平成十七年の新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

さて、我が国の経済情勢は回復の基調にあるとはいものの、地方においては、まだ、そのような気配を感じ得ない状況にあります。また、地方自治体における合併特例法の適用をめぐる議論により、昨年は七回の協議会を開催し、四十五の協定項目中、三十七項目まで協議が終わり、合併方式を「対等合併」とすることや新市の名称は「松浦市」、議会議員の取扱いには在任特例を適用せず、設置選挙では、合併前の市町の区域毎に選挙区を設けることといったしました。

大方の協議を終えました

定項目に関する住民説明会を実施してご理解をいただき、本年三月までに、一市二町による合併協定調印を行ない、各市町議会において廃置分合議案の議決を経て県知事へ申請する運びとなります。

それぞれ異なる歴史や文化等の個性を持つた自治体同士が新しく一つの自治体として発足するためには、多くの課題を解決して行かなくてはなりませんが、引き続き協議会委員一同心を一つにし、関係各位のお力添えも賜りながら、夢と希望に満ちた、明るく住み良い地域のまちづくりができるよう全力を挙げて取り

こうした中で、市町村合併は最も優先する行政課題であると認識し、昨年九月一市二町による松浦地域合併協議会を設立し、市町村合併に向けた協議を進めているところでございます。

現行合併特例法の適用を受けるために、厳しい協議スケジュールとなりました。が、協議会委員の皆様のご理解と精力的なご協議により、昨年は七回の協議会を



組んで参る所存でございます。

合併は、地方自治の根幹に関わる問題で、地域住民皆様方の自主的で主体的な議論によりなされるべきものであり、今後とも、住民皆様の合併協議会に対するご支援ご協力をお願ひいたします。

最後に、平成十七年が松浦地域一市二町にとって飛躍の年になりますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

松浦地域合併協議会
会長 吉山 康幸



第9回合併協議会

日時 平成17年1月26日(水)
午前10時から
場所 松浦シティホテル

第10回合併協議会

日時 平成17年2月2日(水)
午前10時から
場所 福島町社会福祉センター

協議会は、一般の方も傍聴できます。お気軽にお出かけください。
日時、会場は都合により変更する場合があります。詳しくは合併協議会事務局まで。

第六回協議会の内容

十一月八日

福島町社会福祉センター

協議事項（継続）

【協議第十六号】

- 特別職の職員の身分の取扱いに関すること

▼前回の協議会において、周辺となる地域の不安解消のために、助役の二人制や、事務機構の構築にあたっての要望等幅広い観点から様々な意見が出されました。今回引き続き審議され、助役は自治法の原則どおり一人とし、特別職の身分について次のように協議されました。

（提案内容）

○三役、教育長の設置、定数、任期について

は、法令の定めるところによる。給与については、現行額とともに合併までに調整する。

○議会議員の報酬については、現行報酬を整する。

質問

主な質疑等

もとに合併までに調整する。

◎行政関係委員、公職選挙法関係委員の設置、定数、任期について

では、法令の定めによるところによるものとし、必要に応じ合併までに調整する。

報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。

◎その他の委員については、新市の発足時に於いて設置する必要があるものは合併までに調整する。報酬については、現行報酬をもとに合併までに調整する。その他のものについては、他のものについては、

報酬等については、関係市町の地域住民の代表者で決めてもらうことも一つの方法である。合併までに調整すると確認されたことについては今後協議調整した結果を再度この協議会において、報告し了承を得ることとします。

行政経費の削減も大事だが、周辺部は不安がある。その点を配慮してほしい。

更には将来を見据えたうえで算出してほしい。

質問

・両町の合併に対する不安の解消について、組織機構の中での方法を議論する必要があります。

・「合併までに調整する。」その方法はどういうものか？

・新市建設設計画の作成にすること（その三）

▼それぞれの小委員会委員長の報告を受け、その素案について協議されました。



質問

・協議会で確認したもののが新市でやれないといったときに問題になるのではないか？新市になつた場合予算は組めるのか？

・予算は組まないといけない。財政に対しては、危機意識を持つて協議してもらいたい。

【協議第二十号】

- 新市建設設計画の作成にすること（その三）

▼それぞれの小委員会委員長の報告を受け、その素案について協議されました。

主な質疑等

質問

・今後十年間の歳入歳出金額を出されたが、実際の数値はまだ減るのではないか。甘く見た計算ではないか？



はないか。全てを見直すつもりで適正な金額を、更には将来を見据えたうえで算出してほしい。

用いる等、厳しく査定し作成しています。

質問

・協議会で確認したもののが新市でやれないといったときに問題になるのではないか？新市になつた場合予算は組めるのか？

・予算は組まないといけない。財政に対しては、危機意識を持つて協議してもらいたい。

【協議第二十九号】

- 国民健康保険制度の取扱いに関すること

▼新市の一体性を早く確保するためにも不均一課税の期間はなるべく短期間にしてほしいといった要望も踏まえ、次のとおり協議確認されました。

・助役は、自治法に従つて一名制とのことだが、今回の合併は地理的な面から特異的な合併である。

・報酬等については、現行額を基準にするとその上

・県のシユミレーションソフトを利用し作成しているが、より直近の数値を

・報酬等については、現行額を基準にするとその上

・県のシユミレーションソ

フトを利用し作成しているが、より直近の数値を

(提案内容)

- 一部負担金について
は、法令等に基づき
現行のとおりとする。
- 出産育児一時金につ
いては、現行のとお
りとする。
- 葬祭費については、
支給額を合併までに
調整する。
- 高額療養資金貸付事
業については、松浦
市による。ただし、平成
十七年度には、新市町の
例による。なお、基金
による。なあ、基金
については、全て新
市に引き継ぐ。

は旧市町の例による。

- 人間ドックについて
は、松浦市の例によ
る。ただし、平成十七
年度については旧市
町の例による。なお、
人間ドックの内容及
び負担金等について
は合併後調整する。
- 表彰事業については、
事業の実施方法等を
合併後調整する。
- その他の保健事業
については、事業の実
施方法等を合併後調
整する。
- 国民健康保険運営協
議会については、合
併までに調整する。
- 届出等に関する過料
については、福島町
及び鷹島町の例によ
る。ただし、平成十
七年度については旧
市町の例による。な
お、基金については、
全て新市に引き継ぐ。
○はり、きゅう助成金に
ついては、松浦市の例
による。ただし、平
成十七年度について
は、松浦市に引き継ぐ。

の例による。

- 賦課総額の算定方式
については、新市に
おいて決定する。た
だし、不均一課税率
による算定方式とし、
その間に段階的に資
産割の見直しを図る。
○税率については、新
市において決定し、
合併後は特例法に基
づく不均一課税を適
用する。ただし、介護
分については、不均
一課税を適用しない。
○納期及び納期限につ
いては、松浦市の例
による。ただし、平
成十七年度については、
旧市町の例による。
- 賦課については、國
民健康保険法等の規
定により現行のとお
りとする。
- 被保険者資格証明書
の交付については、
現行のとおりとする。
○保険給付の一時差
止めについては、現
行のとおりとする。
- 賦課限度額につい
ては、地方税法の規
定により現行のとお
りとする。
- 短期被保険証の交付
については、鷹島町

とする。

- 児童・因子尊婦福祉
については、新市に
引き継ぐ。ただし、
旧市町単位の一般保
険給付費及び老人保
健提出金の5%を超
える分については、
それぞれの不均一課
税の財源に充てるこ
とができるものとす
る。基金の基本的な
取扱いについては、
松浦市及び鷹島町の
例による。
- 納稅義務者について
は、地方税法の規定
により現行のとおり
とする。
- 児童遊園については、
新市に引き継ぐもの
とする。
- 児童健全育成事業
については、新市に引
き継ぐものとする。
- 障害児通園事業につ
いては、新市に引き
継ぐものとする。
- 母子・父子家庭児童
入学祝金支給につ
いては、実施の方向で
合併までに調整する。
ただし、平成十七年
度については旧市町
の例による。

(提案内容)
(児童・因子尊婦福祉)

- 児童手当の支給日に
ついては、合併まで
に調整する。
- 児童扶養手当につ
いては、松浦市の例によ
る。
- 特別児童扶養手当に
ついては、現行のと
おりとする。
- 児童館については、
新市に引き継ぐもの
とする。
- 被保険者資格証明書
の交付については、
現行のとおりとする。
○保険税の減額につい
ては、地方税法の規
定により現行のとお
りとする。
- 賦課限度額につい
ては、地方税法の規
定により現行のとお
りとする。
- 母子生活支援施設に
ついては、次のとおり協
議されました。

現行のとおりとする。

- 災害弔慰金及び災害援護資金の貸付については、現行のとおりとする。

- 小災害り災者に対する弔慰金及び見舞金の支給は、実施の方

向で合併後調整する。

- 社会福祉施設整備事業については、実施の方向で合併後調整する。

- 戦没者追悼式については、実施の方向で合併後調整する。

- 事業計画策定委員会については、新市において新たに策定する。

- 申告期日については、松浦市及び福島町の例による。

- 給付は、現行のとおりとする。

- 介護認定審査会については、新市において新たに設置する。

- 訪問調査員について

は、合併までに調整する。ただし、平成十七年度については、新市町の例による。

- 介護保険給付費準備基金及び借入金について

は、全て新市に引き継ぐ。

- 生活保護については、松浦市の例による。

- 普通徴収の納期については、松浦市及び福島町の例による。

- 督促手数料については、旧市町の例による。

- 介護保険制度の保険料、納期及び給付や福祉医療制度につい

●各種福祉制度の取扱いに関すること（その二）

て、次のとおり協議確認されました。

現行のとおりとする。

- 減免（徴収猶予）については、松浦市及び福島町の例による。

- 福祉医療の自己負担額については、松浦市の例による。

- 保健センターについては、新市に引き継ぐ。

- 感染性廃棄物の処理については、松浦市の例を基準とし、合併までに調整する。

- 母子手帳の交付については、現行のとおりとする。ただし、交付方法については、合併までに調整する。

- 母子保健事業

- 乳児健康診査（集団健診）の実施方法については、合併後調整する。

- 乳児健康診査（個別健診）については、現行のとおりとする。

- 一歳六ヶ月児健康診査（集団健診）の実施方法については、合併後調整する。

- 三歳児健康診査（集団健診）の実施の方

現行のとおりとする。

- 福祉医療の支給対象者については、松浦市及び福島町の例による。

- 保健センターについては、新市に引き継ぐ。

- 感染性廃棄物の処理については、松浦市の例を基準とし、合併までに調整する。

- 母子手帳の交付については、現行のとおりとする。ただし、交付方法については、合併までに調整する。

- 母子保健事業

- 乳児健康診査（集団健診）の実施方法については、合併後調整する。

- 乳児健康診査（個別健診）については、現行のとおりとする。

- 一歳六ヶ月児健康診査（集団健診）の実施方法については、合併後調整する。

- 三歳児健康診査（集団健診）の実施の方

とし、献血記念品等については、合併後調整する。

- 献血記念品等については、合併後調整する。

- 保健センターについては、新市に引き継ぐ。

- 感染性廃棄物の処理については、松浦市の例を基準とし、合併までに調整する。

- 母子手帳の交付については、現行のとおりとする。ただし、交付方法については、合併までに調整する。

- 母子保健事業

- 乳児健康診査（集団健診）の実施方法については、合併後調整する。

- 乳児健康診査（個別健診）については、現行のとおりとする。

- 一歳六ヶ月児健康診査（集団健診）の実施方法については、合併後調整する。

- 三歳児健康診査（集団健診）の実施の方

法については、合併後調整する。

- 三栄児健康診査(個別健診、精密)については、現行のとおりとする。
 - 妊婦健康診査については、現行のとおりとする。
 - 相談事業の実施方法については、合併後調整する。
 - 訪問指導(一妊婦訪問、二産婦訪問、三新生児・乳児訪問、四幼児訪問、五障害児訪問)の実施方法については、合併後調整する。
 - 各種教室(一妊婦教室、両親学級等、二育児教室、親子教室等、三栄養指導)の実施方法については、合併後調整する。
 - 各種教室(四歯科保健、五その他)については、合併後調整する。
 - 母子保健計画については、合併後調整する。

◎母子保健推進委員の

- 合併までに調整する
 - 健康づくり（歯）について、合併後調整する。
 - 栄養強化事業の実施方法については、合併までに調整する。
ただし、平成十七年度については旧市町の例による。
 - （老人保健事業）
 - 健康手帳については交付方法を合併までに調整する。
 - 健康教育については地域の特性を勘案し合併後調整する。
 - 健康相談については地域の特性を勘案し合併後調整する。
 - 健康診査については健診内容、個人負担等については、合併までに調整する。
 - 機能訓練については地域の特性を勘案し合併までに調整する。
 - 訪問指導については

地域の特性を勘案し

- 訪問指導・相談事業については、現行のとおりとする。
 - 普及啓発事業の事業内容については、合併後調整する。
 - 地域活動所については、各活動所の意向を踏まえ合併後調整する。
 - その他集いの場などについては、他の事業を勘案し合併後調整する。

(健康づくり事業)

 - 健康づくり推進協議会については、新市において設置し、具体的な内容については合併までに調整する。
 - 食生活改善推進員については、会の意向を踏まえ、合併までに調整する。
 - 食生活改善推進員養成講座の実施方法については、合併後調整する。

◎普及啓発活動の事業

- 地域計画については新市において策定する
 - 歯科保健については合併までに調整するただし、平成十七年度については旧市町の例による。
 - 各種検診などについては、合併後調整する（予防事業）
 - 乳幼児の予防接種は個別接種を基本とし合併後調整する。
 - 学童の予防接種は、個別接種を基本とした合併後調整する。
 - 高齢者のインフルエンザ予防接種については、松浦市の例による。ただし、平成十七年度については旧市町の例による。
 - 結核予防法による予防接種については、個別接種を基本とした合併後調整する。
 - 結核検診については

【金言錄二十一回印】



▼農林水産関係の補助事業については、上位格付けではなく財政を考慮しながら産業振興を図つてほしい等の要望が出され、次のとおり協議確認されました。

提案內容

- ◎農業経営対策体制整備推進事業について

は、引き継ぎ実施する。

○農業経営基盤強化の促進に関する基本構

想及び地域農業マスター・プランについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

○農業経営対策体制整備推進事業の促進体制(組織)について

は、合併までに調整し、新市において新たに確立する。

○農振農用地区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

○環境保全型農業推進協議会については、合併までに調整し、新市において新たに設置する。

○農政推進のための国

・県事業の選定及び上乗せ補助率については、合併後調整する。

○市町単独事業の選定及び補助率について

は、合併後調整する。

○農業振興協議会につ

いては、合併までに調整し、新市において新たに設置する。

○水田農業構造改革対策事業の調整機関につ

いては、合併までに調整し、新市において新たに設置する。

○地域水田農業ビジョ

ンについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

○農政関係施設につい

ては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

○中山間地域等直接支

払制度については、

国の制度の動向を見

ながら対応する。

○森林整備計画につい

ては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

○国の制度に準づく、

森林整備地域活動支

援交付金については、

現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○農村整備関係の償還

費補助金については、

現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○伊万里湾栽培漁業推

進協議会については、

現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○森林関係の市単独補

助制度については、

現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○農村整備関係の事業

費補助金については、

現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○漁港及び漁港関係施

設については、現行の

とおり新市に引き継ぐ。

○林業関係貸付金、林

業開発促進資金融資

損失補償については、

現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○水産関係

・事業の選定及び上乗せ補助率については、合併後調整する。

○水産振興事業の国、

県補助金については、

合併後調整する。

○水産振興事業の市、

町単独事業(委託金、

補助金)については、

合併後調整する。

○水産振興事業の利子

補給制度については、

現行のとおり新市に

引き継ぎ、合併後必

要に応じて調整する。

○水産関係施設につい

ては、新市に引き継ぐ。

○畜産関係市・町単独

事業については、合

併後調整する。

○森林整備計画につい

ては、現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○土地改良関係団体、農

道については、現行の

とおり新市に引き継ぐ。

○畜産関係機関の協議

会は、合併までに現組

織を調整し新市にお

いて新たに設置する。

(団体営事業、県管

事業)及び災害分担

金については、受益

者の負担を原則とし、

合併後調整する。

○水産振興協議会につ

いては、松浦市、鷹

島町の例を参考にし、

設置する方向で合併

までに調整する。

○伊万里湾栽培漁業推

進協議会については、

現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○農村整備関係の償還

費補助金については、

現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○漁港及び漁港関係施

設については、現行の

とおり新市に引き継ぐ。

○林業関係貸付金、林

業開発促進資金融資

損失補償については、

現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○水産関係

・事業の選定及び上乗せ補助率については、合併後調整する。

○水産振興事業の国、

県補助金については、

合併後調整する。

○水産振興事業の市、

町単独事業(委託金、

補助金)については、

合併後調整する。

○水産振興事業の利子

補給制度については、

現行のとおり新市に

引き継ぎ、合併後必

要に応じて調整する。

○水産関係施設につい

ては、新市に引き継ぐ。

○畜産関係機関の協議

会は、合併までに現組

織を調整し新市にお

いて新たに設置する。

○土地改良事業分担金

については、新市に

引き継ぐ。

ぐ。ただし、管理運

営方法については、

合併後調整する。

○水産振興協議会につ

いては、松浦市、鷹

島町の例を参考にし、

設置する方向で合併

までに調整する。

○伊万里湾栽培漁業推

進協議会については、

現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○農村整備関係の事業

費補助金については、

現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○漁港及び漁港関係施

設については、現行の

とおり新市に引き継ぐ。

○林業関係貸付金、林

業開発促進資金融資

損失補償については、

現行のとおり新市に

引き継ぐ。

○水産関係

・事業の選定及び上乗せ補助率については、合併後調整する。

○水産振興事業の国、

県補助金については、

合併後調整する。

○水産振興事業の市、

町単独事業(委託金、

補助金)については、

合併後調整する。

○水産振興事業の利子

補給制度については、

現行のとおり新市に

引き継ぎ、合併後必

要に応じて調整する。

○水産関係施設につい

ては、新市に引き継ぐ。

○畜産関係機関の協議

会は、合併までに現組

織を調整し新市にお

いて新たに設置する。

○土地改良事業分担金

については、新市に

引き継ぐ。

主な質疑等

質問

・水産関係の施設は新市に
引き継ぐこととなつてい
るが、福島町の車えび養
殖場等は無償貸与されて

いる。今日までの方法で
お願ひしたい。

答え

- ・管理運営を含めて合併後調整するとしており、從來のものを尊重するが他の施設との整合性も考慮していきたい。

要望

- ・今後の農業は、畜産関係が非常に重要と思われる。補助は積極的にお願いしたい。

要望

- ・農業振興協議会等構成人員を増やし、幅広い意見を聞いてほしい。より発展的な議論ができるよう、その場を設けてほしい。

協議事項（新規）

- 環境衛生関係事業の取扱いに関すること

▼ごみ・し尿の収集運搬、火葬場施設、病害虫駆除等について調整を行います。

内容については、維続協議となりました。

答え

- 支払っている。施設の処分についても早めにしたほうがよいと思うが？

○漁業集落環境整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

いては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、平成十七年度については、旧市町の例による。

主な質疑等

質問

主な質疑等

- 解体には多額の経費を要するため、その助成について県等に対し要望中である。いつごろとは示せないが、合併後早めに処分計画を作成することとしている。

- 施設及び施設管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- 指定工事店の登録については、合併までに調整する。ただし、

平成十七年度については、旧町の例による。

○受益者負担金（加入金）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

○下水道使用料については、合併までに調整する。

○検針業務については、合併までに調整する。

○納付組合奨励金については、合併後調整する。

○水洗便所改造資金等については、合併後調整する。

○水洗便所改造資金等補助制度については、合併後調整する。

○合併処理浄化槽設置

- ・現在ある火葬場はそのまま存続するのか？ごみ処理料金の統一は難しいと思うがその考え方について？

質問

- ・火葬場はそのまま新市へ引き継ぎます。ごみ処理料金は、将来統一したいが、現段階では差があるため難しい。

質問

- ・廃棄物処理施設がダイオキシンの規制等により、利用されずそのまま現存している施設があります。これらについては、年二回の調査義務が課せられているために、その調査費を毎年約百万円程度

- 生活排水処理事業の取扱いに関すること

【協議第三十六号】



- 水道事業の取扱いに関すること

【協議第三十七号】

- ・下水道の整備については、基本構想が作成されているものについては、早く地域住民までその内容を示してほしい。

要望

主な質疑等

要望

●整備事業については、合併までに調整する。

ただし、平成十七年度については、旧市町の例による。

○上水道・簡易水道事業の取扱いについて、次のとおり協議確認されました。

●整備事業については、合併までに調整する。

ただし、平成十七年度については、旧市町の例による。

要望

主な質疑等

要望

●整備事業については、合併までに調整する。

ただし、平成十七年度については、旧市町の例による。

要望

●整備事業については、合

現行のとおり新市に引き継ぐ。飲料水供給施設及び給水区域について、現行のとおり新市に引き継ぐ。
○上水道の給水使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
○簡易水道及び飲料水供給施設の水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。
○工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
○負担金については、松浦市の例による。
○指定給水装置工事事業者指定手数料については、一万円とする。
○指定業者については、新市に引き継ぐ。
○設計審査及び工事検査手数料については、量水器の口径別として、合併時から適用する。
ただし、合併前申請分については、旧市町の例による。

- 施設管理については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- 検針方法及び検針日については、松浦市の例による。平成十七年度の検針業務委託については、旧市町の例による。
- 納付組合については、現行のとおり新市に引き継ぐ。奨励金等については、合併後調整する。
- 水源等確保対策費については、現行のとおり新市に引き継ぐ。



(小麦調查、西昌農報)

●議論第三十八号

- ・新市の議会議員の定数は、二十人とする。
- ・設置選舉に限り、合併前の各市町の区域ごとに選舉区を設け、各選舉区の定数は次のとおりとする。

松浦市の区域	十四人
福島町の区域	三人
鷹島町の区域	三人
- その報告を受け、様々な意見が出されました。内 容については、次の協議会で更に議論されます。

慮する等といった幅広い観点から、協議が行われました。

協議事項（継続）

●環境衛生関係事業の取扱

▼資源物回収補助金等について、資源の有効利用の観点から大きな意義を持つことや、その回収に対する補助金については、各種団体の活動資金になつていていることから十分配慮してほしいといった要望が出され、次のとおり協議確認されました。

○ごみの収集運搬、収集区分・回数、収集日、処理方法については、合併後調整する。

○各市町所有のごみの収集車両及びごみステーション(ごみ箱)については、新市に引き継ぐ。最終処分

提案內容

○ごみの収集運搬、収集区分・回数、収集日、処理方法については、合併後調整する。

○各市町所有のごみの収集車両及びごみステーション(ごみ箱)については、新市に引き継ぐ。最終処分

- 方法については、合併までに調整する。
- 指定ごみ容器、ごみ搬入手数料、一般廃棄物処理業許可手数料等については、合併までに調整する。
- ごみ袋の販売方法及び販出手数料については、松浦市の例による。
- 生ごみ処理機器購入補助金については、松浦市の例による。
- 不法投棄対策については、新市に引き継ぐ。
- し尿の収集運搬、処理方法、し尿処理手数料等については、合併後調整する。
- 各市町所有のし尿収集車両等については、新市に引き継ぐ。
- 資源物回収補助金については、合併までに調整する。ただし、平成十七年度については、旧市町の例による。
- 公害の規制及び防止指導については、新市に引き継ぐ。

◎ 賽學遺金寶刀劍器

関すること
社会教育、社会体育、公民館事業等の取扱いについて、次のとおり協議確認されました。

の構成委員会数任期等については、松浦市の例を基本とし合併までに調整する。

- 障害児就学指導委員会の構成、委員数、任期等については、一市一町の例を基本とし、合併までに調整する。
- 学校結核対策委員会の構成、委員数、任期等については、松浦市の例による。
- 学校教育振興に係る各種補助金等については、合併までに調整する、ただし、平成十七年度については旧市町の例による。

提案內容

- 教育委員会主要行事（成人式・運動会・文化祭）については、現行のとおりとし、必要に応じ合併後調整する
- 教育委員会行事（社会体育、社会教育、その他の社会教育及び公民館関係）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じ合併後調整する
- 公民館、歴史民俗資料館、その他社会教育施設、図書館、文化会館等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。運営内容は、必要に応じ合併後調整する。
- 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。運

- ◎萬円額は、必要に応じ合併後調整する。
- ◎文化財（国・県市・町指定文化財）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ◎文化財補助事業等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ◎体育指導員、社会教育委員の構成、委員数、任期等については、一市二町の例を基本にして合併までに調整する。
- ◎その他社会教育関係の各種委員、審議会等については、業務に支障がないよう統廃合も含め、合併までに調整する。
- ◎公民館施設整備補助金等については、合併までに調整する。ただし、平成十七年度については旧市町の例による。
- ◎伝承芸能等保存事業については、現行のとおりとし、必要に応じ合併後調整する。

要旨

主な意見等

勘定額は、必要に応じ合併後調整する。

要望

- ・各種行事等については、一市二町の人的な交流ができるよう調整に努めてほしい。
- ・公民館施設については、

【通譜錄卷十四】

●病院（診療所）事業の町

▼病院と診療所については、自治体が開設する病院が一ヶ所、診療所が五ヶ所あります。またその業務内容については、直営や委託等様々であり、その取扱いについて次のとおり協議確認されました。

主な意見等

病院と診療所については、自治体が開設する病院があります。またその業務内容については、直営や委託等様々であり、その取扱いについて次のとおり協議確認されました。



○ 病院（診療所）運営
協議会については、
合併までに調整する。

○ 病院（診療所）使用
料・手数料について
は、合併までに調整
する。ただし、平成
十七年度については
旧市町の例による。

◎ 病院、論
について
引き継ぎ
について
でに委託

◎病院、診療所の直営については、新市に引き継ぐ。業務委託については、合併までに委託先と協議を

経営を田指し、具体的な立て直し策を講じてほしい。



●社会教育関係の取扱いに

協定項目の協議状況をお知らせします。

第7回合併協議会（平成16年12月22日）現在
 △=未提案、□=協議中、◎=確認

協定項目	内 容	協議状況		
		未提案	協議中	確認
1 合併の方式	新設（対等）合併・編入合併			◎
2 合併の期日	合併の期日	△		
3 新市の名称	新市の名称			◎
4 新市の事務所の位置	新市の事務所の位置			◎
5 事務機関及び組織の取扱い	新たな機関、組織の整備	△		
6 財産及び債務の取扱い	公有財産（庁舎、市町所有地等）、債権、基金等			◎
7 新市建設計画の作成	新市建設の基本方針、財政計画	□		
8 議会議員の定数及び任期	議会議員の定数及び任期			◎
9 農業委員会委員の定数及び任期	農業委員会委員の定数及び任期			◎
10 地方税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課徴収			◎
11 職員の身分の取扱い	一般職員の身分			◎
12 地域審議会の設置	旧市町での新市事務に係る審議会組織	△		
13 特別職の職員の身分の取扱い	特別職（市長、町長、助役、収入役、教育長、各種委員等）の身分			◎
14 条例、規則等の取扱い	新市の条例、規則等			◎
15 使用料、手数料の取扱い	施設等の使用料、税務・戸籍等の手数料	△		
16 公共的団体等の取扱い	商工会、観光協会、漁業協同組合、婦人会等	△		
17 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	各市町が行っている補助金、交付金			◎
18 各市町の慣習の取扱い	市章、市の花木、市民章、各種宣言、各種催事等			◎
19 町、字の区域及び名称の取扱い	新市の町、字の区域及び名称			◎
20 国民健康保険制度の取扱い	国民健康保険の給付及び税の賦課徴収等			◎
21 行政区の名称及び所管区域の取扱い	行政区の名称及び所管区域			◎
22 電算システム関係の取扱い	各種電算システムの統一等			◎
23 一部事務組合等の取扱い	伊万里北松地域広域圏組合、松浦地区消防組合等	△		
24 広報、広聴関係の取扱い	広報誌、議会だより等の発行、広聴関係等			◎
25 情報公開関係の取扱い	情報公開制度			◎
26 消防、防災関係の取扱い	常備消防、消防団等			◎
27 人権関係の取扱い	人権、同和、男女共同参画、女性行政等			◎
28 納税関係の取扱い	納税報奨金、組織等			◎
29 各種福祉制度の取扱い	介護保険、高齢者福祉、障害者福祉、児童・母子福祉等			◎
30 社会福祉協議会の取扱い	1市2町の社会福祉協議会			◎
31 公営住宅関係の取扱い	市営住宅、町営住宅			◎
32 健康推進事業の取扱い	各種検診・健康推進事業等			◎
33 環境衛生関係事業の取扱い	環境保全、ごみ・屎尿処理、火葬場、斎場等			◎
34 生活排水処理事業の取扱い	下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等			◎
35 商工観光関係事業の取扱い	商工業、観光、企業誘致、消費生活等			◎
36 農林水産関係事業の取扱い	農改、畜産、耕作事業、林務、水産等			◎
37 建設関係事業の取扱い	道路、河川、国土調査事業等			◎
38 都市計画関係事業の取扱い	都市計画事業			◎
39 水道事業の取扱い	上水道、簡易水道等			◎
40 学校教育関係の取扱い	幼稚園、小中学校、学校給食等			◎
41 社会教育関係の取扱い	生涯学習、文化・スポーツ振興、公民館活動等			◎
42 地域間交流関係の取扱い	国際交流、姉妹市町村交流等			◎
43 交通関係の取扱い	交通対策			◎
44 病院（診療所）事業の取扱い	病院、診療所の運営			◎
45 その他事務事業の取扱い	その他上記に属さない事務事業	△		

ご質問・ご意見について！？

合併に関するご意見・ご質問がありましたら合併協議会事務局までお尋ね下さい。

松浦地域合併協議会事務局

松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）

TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表）

FAX 0956-72-4771

ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/

E メール matsugappei@wine.ocn.ne.jp

